

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

**I 現状**

富里市は、千葉県北部の下総台地の中央に位置し、東西約 10 km、南北約 11 km、面積は 53.88 km<sup>2</sup> を有する。東京都心からは、東に 50～60 km 圏、成田国際空港からは西に 4 km のところに位置しており、北は成田市、西は酒々井町、南は八街市、山武市、東は芝山町に接している。江戸時代から明治初期にかけては、広大な山林原野が広がり、山栗の産出や製炭業、稲作が主な産業であった。市の中央部や東部に広がる原野は「佐倉七牧」に数えられる「内野牧」(七栄)、「高野牧」(十倉)と呼ばれ、馬の放牧が行われていた。江戸時代は佐倉藩領であったが、明治4年の廃藩置県後は佐倉県、印旛県と所管が変わったが、明治17年には「連合戸長役場制」が実施され、七栄村他12か村が連合し、明治22年の町村制の施行によりこの13の村が集まり「十三の里(村)」から富里村が誕生した。明治に入り、国策による開墾や明治21年の宮内省下総御料牧場の建設等により、農村地域として発展した。また、戦後には、戦災者、復員軍人、外地引上げ者等による開拓も進められた。その後、昭和41年の成田国際空港建設決定や昭和46年の東関東自動車道の富里インターチェンジの開通、そして昭和53年の成田国際空港の開港により著しい都市化が進展した。このような状況の中、昭和58年には人口は3万人を超え、昭和60年4月1日に町制を施行、さらに人口5万人を突破したことにより平成14年4月1日に市制が施行された。

**1 地域の災害リスク**

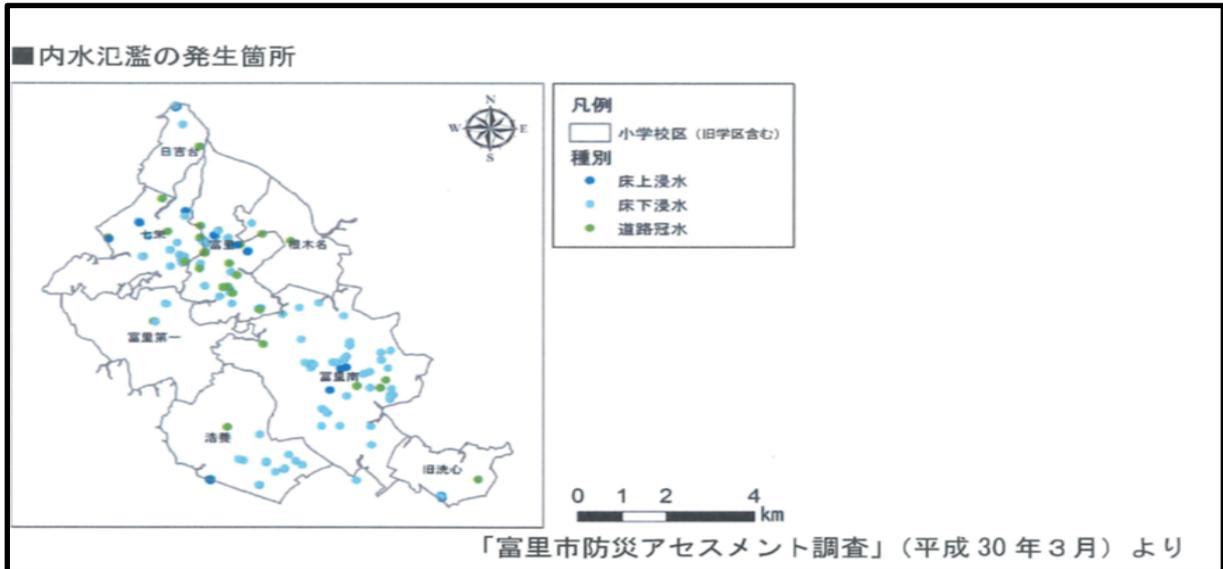
(1) 風水害

河川氾濫の対象河川は、市内の根本名付近に源を発し成田市との境界に沿って北へ流れ成田市から利根川へと合流する一級河川の根本名川である。根本名川は、流域面積 86.8 km<sup>2</sup>、支流を含む指定延長は 30.4 km となっている。根本名川は、知事により水位情報周知河川に指定されており、浸水想定区域図(河川堤防が決壊した場合の浸水範囲及び浸水深が示されている。)が発表されている。

内水氾濫(雨水出水)は、低地だけでなく比較的台地上の宅地や道路でも発生しており、発生頻度の違いはあるが市内の各小学校区全てにおいて発生している。

床上浸水、床下浸水、道路冠水の被害の種別にみると、富里南小学校区において、床上浸水、床下浸水が最も発生しており、富里小学校区において、道路冠水が最も発生している。

## ■内水氾濫（雨水出水）の発生場所



【出典】「富里市防災アセスメント調査」(平成30年3月)

## (2) 地震

市は、東日本大震災の教訓である「想定外を許さない。」考えのもと、最新の科学的知見及び自然・社会条件を用いて「富里市防災アセスメント調査」(平成30年3月)を実施し、地震被害や土砂災害・浸水被害についてより具体的な見直しを行った。

調査の結果得られた地震被害想定結果は下記のとおりである。

前回の「富里市防災アセスメント調査」(平成22年3月)では、市に最も大きな影響を及ぼし、かつ切迫性が高い地震として東京湾北部地震を想定し、災害対策の前提としたが、最新(平成30年3月)の「富里市防災アセスメント調査」では、市への影響が大きく、かつ最新の知見から発生の可能性が高い地震として、5つの想定地震を設定し、被害想定を行っている。

### ■5つの想定地震

| 想定地震         | 規模      | 震源深さ   | 出典                                  |
|--------------|---------|--------|-------------------------------------|
| A 富里市直下地震    | Mw 6. 8 | 5 Km   | 内閣府首都直下型地震モデル検討会(平成25年12月)を参考に独自に設定 |
| B 富里市直下地震    | Mw 7. 3 | 1.5 Km | 内閣府首都直下型地震モデル検討会(平成25年12月)を参考に独自に設定 |
| C 成田空港直下地震   | Mw 7. 3 | 1.5 Km | 内閣府首都直下型地震モデル検討会(平成25年12月)を採用       |
| D 千葉県北西部直下地震 | Mw 7. 3 | 1.5 Km | 千葉県地震被害想定調査(平成26・27年度)を採用           |
| E 茨城県南部地震    | Mw 7. 3 | 1.5 Km | 内閣府首都直下型地震モデル検討会(平成25年12月)を採用       |

その結果、市に最も影響を及ぼすと考えられる地震は、富里市直下地震と想定されたが、これは、東日本大震災の教訓を受け、現状で明確な根拠がなくとも想定しうる限り最も大きな影響を及ぼす地震については、災害対策の想定地震として対象とすべきであるとの考えから想定したものである。

■ 計画の前提とした想定地震とその概要

| 想定地震    | 規模     | 震源深さ | 資料                                   |
|---------|--------|------|--------------------------------------|
| 富里市直下地震 | Mw 6.8 | 5 Km | 内閣府首都直下地震モデル検討委員会（平成25年12月）を参考に独自に設定 |

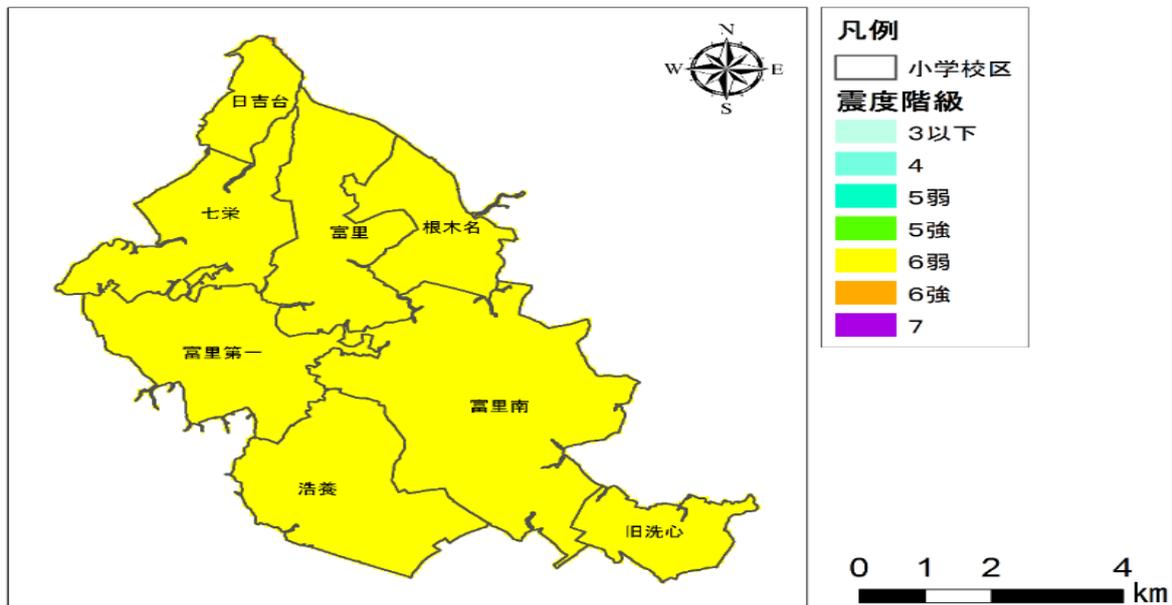
富里市直下地震が発生した場合、ほぼ全市域で震度6弱の揺れが想定され、日吉台小学校区の根木名川沿いの低地の一部では震度6強の揺れが想定される。これは、市が東日本大震災で経験した震度5弱よりも3段階大きな揺れである。

前回調査による東京湾北部地震との比較では、ほぼ全項目にわたり富里市直下地震の方が大きな被害になると想定している。

また地震によるライフライン被害の大きいものとして、「富里市防災アセスメント調査」（平成30年3月）によると、都市ガスの支障率100%、上水道の断水率64.7%、LPガス支障率26%等が想定されている。

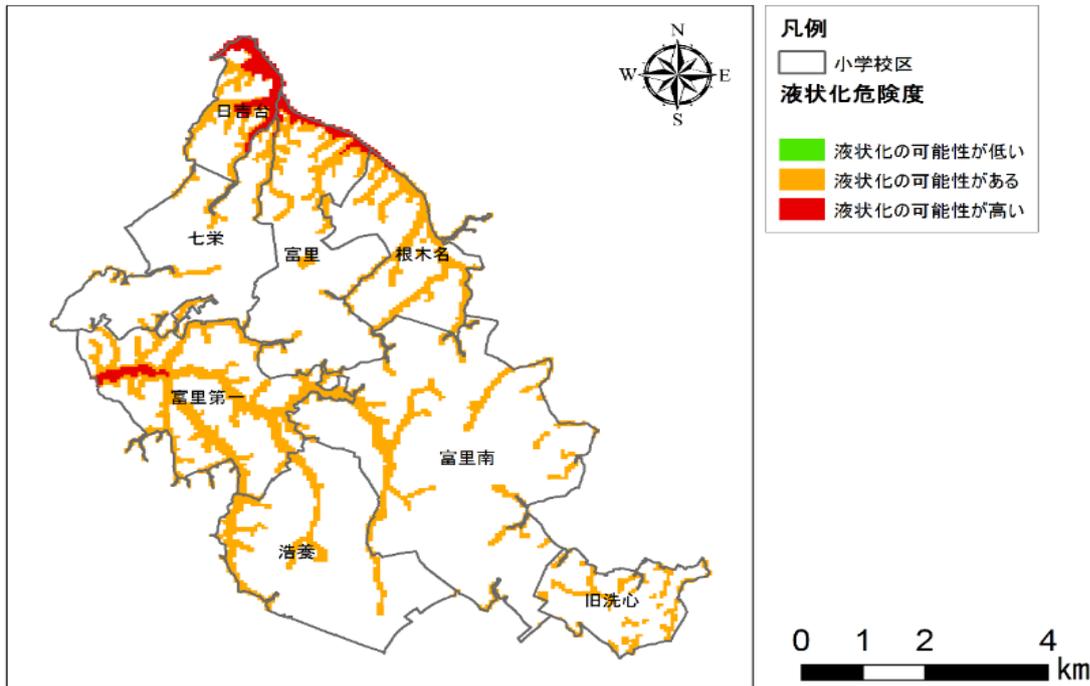
地震による液状化は、根木名川、高崎川沿いの低地で発生する可能性が高い。

■ 富里市直下地震（Mw 6.8）における震度分布



【出典】「富里市防災アセスメント調査」（平成30年3月）

## ■富里市直下地震（Mw 6.8）における液状化危険度



【出典】「富里市防災アセスメント調査」（平成30年3月）

### （3）土砂災害

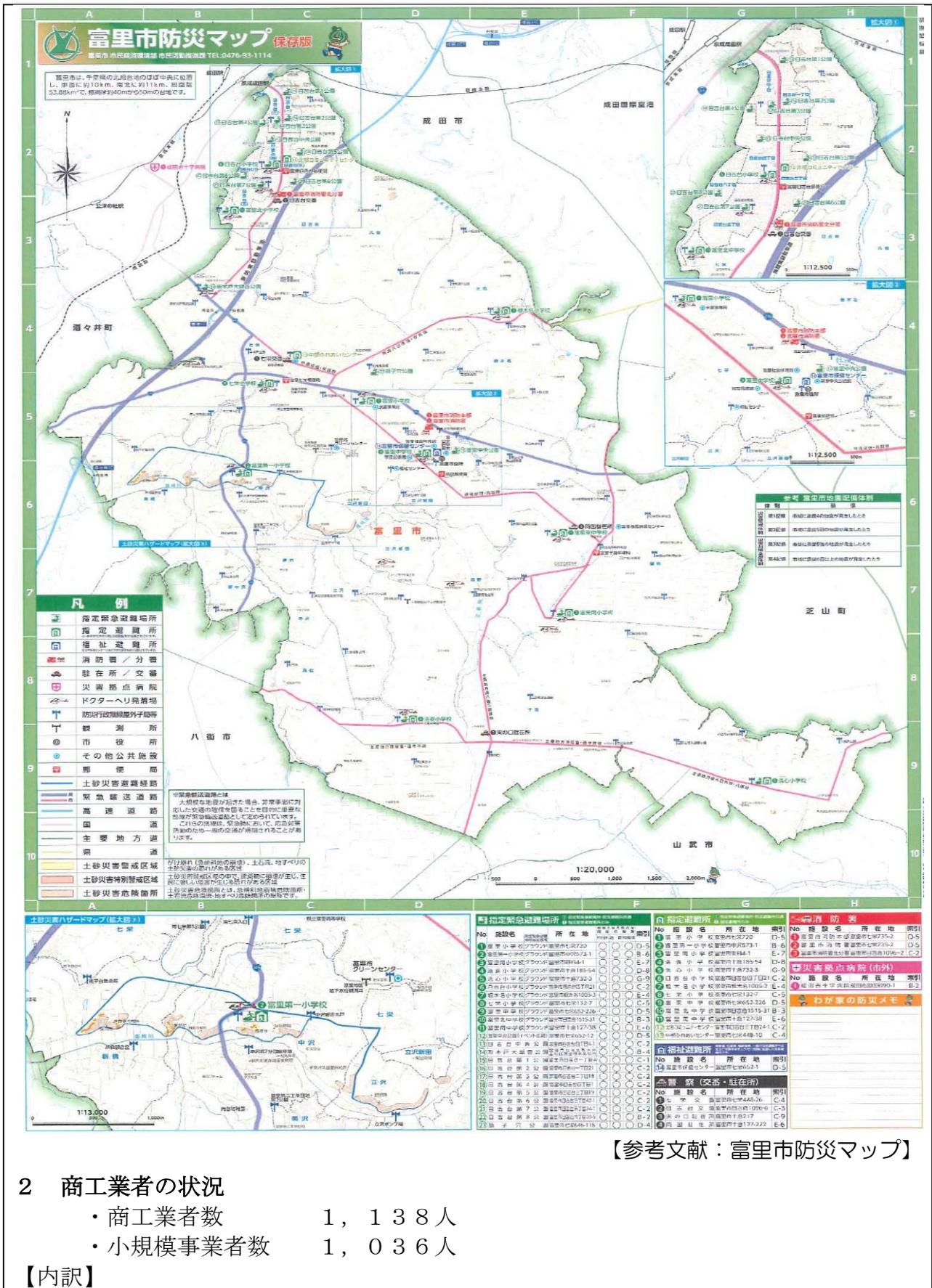
市の土砂災害のおそれがある区域・箇所として、市内の山斜面を中心に急傾斜地崩壊危険箇所（法的な位置づけはない。）が多数存在しており、このうち、「土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）」（平成13年4月施行）に基づき土砂災害（特別）警戒区域として4区域が指定されている。小学校区別にみると、急傾斜地崩壊危険箇所は、七栄小学校区と旧洗心小学校区を除く小学校区に存在し、土砂災害（特別）警戒区域は富里第一小学校区に存在する。

富里市防災アセスメント調査（平成30年3月）によれば、急傾斜地崩壊危険箇所における要避難人口は291人（123世帯）、土砂災害（特別）警戒区域における要避難人口は36人（15世帯）である。

### （4）感染症

近年、新型コロナウイルスによる感染症が複数発生しており、特に新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動等への影響は甚大なものとなっている。また、新型コロナウイルス感染症については国民の大部分が免疫を取得していない状況であり、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命・健康に重大な影響を与える恐れがある。

当会においては、緊急経営相談窓口の設置など、小規模事業者の事業継続に向けた対応を行い迅速かつ適切な支援が必要である。



【参考文献：富里市防災マップ】

2 商工業者の状況

- ・ 商工業者数 1, 138人
- ・ 小規模事業者数 1, 036人

【内訳】

| 業種          | 商工業者数 | 小規模事業者数 | 備考（事業所の立地状況等）     |
|-------------|-------|---------|-------------------|
| 建設業         | 235   | 228     | 市内に広く分散している       |
| 製造業         | 70    | 57      | 工業団地を中心に点在している    |
| 卸売業         | 31    | 24      | 市内に広く分散している       |
| 小売業         | 255   | 224     | 市内に広く分散している       |
| 宿泊業・<br>飲食業 | 177   | 162     | 主に日吉台、七栄地区に集積している |
| サービス業       | 303   | 284     | 市内に広く分散している       |
| その他         | 67    | 57      | 市内に広く分散している       |
| 合計          | 1,138 | 1,036   |                   |

（出典：商工業者数は商工会独自調査名簿、小規模事業者数は平成28年経済センサス）

### 3 これまでの取組

#### （1）当市の取組

##### ・富里市地域防災計画の策定

本計画は、災害対策基本法第42条及び富里市防災会議条例第2条の規定に基づき、富里市防災会議が作成する計画であって、市の地域に係る防災に関し、市、県、防災関係機関、公共的団体が処理すべき事務又は業務の大綱を定めたものである。

当市では、富里市地域防災計画に基づき、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の各段階に応じて、必要となる災害対策を実施しているところである。

##### ・防災訓練の実施

当市では災害発生時の被害を最小限にとどめるため、防災業務に従事する職員の防災実務の習熟と実務的能力の醸成に努めるとともに、市、県、防災関係機関、住民及び事業所等が災害に対応できる体制の確立を目指し、災害図上訓練（DIG）や指定避難所開設・運営訓練（HUG）を取り入れ、住民参加型で地域に即した実践的な訓練の実施・普及に努めている。

##### ・富里市防災マップを活用した防災への啓発活動

当市では地震や近年の集中豪雨、土砂災害等について、危険な場所や指定避難所及び指定緊急避難場所等を改めて市民の皆様に周知することにより、災害に対する危険性を再認識していただくとともに、災害に対しての予防活動を一層推進するために、富里市防災マップを作成し、市内世帯配布や市役所等公共機関で掲示を行ない、防災への啓発に努めている。

##### ・防災備品の備蓄

当市では、「富里市備蓄計画」（平成30年12月）に基づく備蓄の対象人口9,201人（地震発生から3日間の避難所避難者の総数）について、発災から3日間は被災地外からの支援を受けられないことを想定し、家屋の倒壊等による避難者のための最低限必要な食料を、備蓄で対応できるよう公的備蓄に努めている。

また、事業所や住民に対し、レトルトのご飯、缶詰、ペットボトル等について3日分以上（1週間分を推奨）の備蓄を目標とする。

## (2) 当会の取組

- ・事業継続計画（以下、BCP計画と記載）に関する各種施策の周知
- ・損保会社と連携した損害保険への加入促進
- ・被災事業者の被災状況確認及び関係機関への報告
- ・被災事業者に対する各種補助金制度の周知や申請支援（千葉県災害復旧補助金や小規模事業者持続化補助金等）
- ・被災事業者への公的融資（日本政策金融公庫や県・市融資制度の斡旋）
- ・当会危機管理マニュアルの作成

## II 課題

- 1 自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応（各種損害保険やBCP計画）を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。
- 2 当会職員が被災した場合に機動力を失うことになるため、千葉県商工会連合会等との応援体制の構築等が必要となっている。
- 3 BCP計画を策定している小規模事業者はフランチャイズに加盟しているコンビニ等のごく一部に限られており、小規模事業者のほとんどが策定していない。
- 4 感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

## III 目標

- 1 地区内小規模事業者に対し、当会及び当市のホームページや会報・広報等により、自然災害や感染症等リスク、BCP計画策定の必要性を周知、事前対策の必要性を理解してもらい、BCP計画策定率を向上させる。
- 2 発災時・非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築し、商工会は被災事業所への効率的な支援をすべく、支援内容を明確にする。
- 3 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また地区内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- 4 各種研修会へ当会経営指導員を派遣し、各種損害保険やBCP計画作成等を推進するためのノウハウや知識の習得を通じて資質の向上を図る。

### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### I 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

### II 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### 1 事前の対策

##### (1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知及び事業継続計画の策定支援

- ・ 巡回経営指導時に、富里市防災マップ等を用いて事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策について説明する。
- ・ 商工会報や市広報、当会ホームページ等において、国の施策の紹介や、各種損害保険等の概要、事業者BCP計画を策定した小規模事業者の事例紹介等を行う。
- ・ BCP計画策定の専門家を招き、小規模事業者を対象にBCP計画策定に関する個別相談会等を開催する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

##### (2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 令和2年度に危機管理マニュアルを策定

##### (3) 関係団体等との連携

- ・ 損害保険会社と連携し、小規模事業者を対象に損害保険加入説明会や損害保険見直しのための個別相談会等を年1回程度開催する。
- ・ 被災した小規模事業者の早期復興・復旧に向けて富里市建築工業組合等と連携して支援を行う。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険紹介等を実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催

##### (4) フォローアップ

- ・ 中小企業等経営力強化法に基づく「事業継続力強化認定企業」に対し、その取り組み状況を年に1回程度確認し、計画遂行の支援をする。
- ・ BCP計画策定個別相談会等に参加した小規模事業者に対して専門家を派遣し、BCP計画策定に向けての具体的な支援を実施する。
- ・ 当会及び市担当者で状況確認や改善点等について協議する。

##### (5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・年に一度、様々な自然災害が発生したと仮定し、当会と当市とで連絡ルートの確認等を行い、当該計画に係る訓練は必要に応じての実施とする。

#### (6) 防災備品の購入

- ・当会財源の範囲内で、自然災害等による停電等に備えて発電機及び携帯充電用備品や各種作業用品を、感染症対策としてマスク及び消毒液等を購入する。

#### 主な防災備品購入一覧（計画期間内に順次購入）

| 備品名                    | 数量  | 備品名          | 数量     |
|------------------------|-----|--------------|--------|
| パソコン                   | 2台  | マスク          | 1,000枚 |
| WEB会議用機材<br>(カメラ・マイク等) | 2台  | 飲料水 2L       | 500本   |
| ヘルメット                  | 10個 | 非常食 (1人用3日分) | 150食   |
| WEB会議用ソフト              | 1個  | 救急セット        | 5セット   |
| 発電機                    | 2台  | 消毒液          | 5本     |
| 携帯電話充電器                | 5台  | ブルーシート       | 50枚    |
| 体温計 (非接触系)             | 2個  | 乾電池          | 適宜     |
| うがい薬                   | 10本 | 生理用品         | 10袋    |
| 土嚢袋                    | 20枚 | 脚立           | 2脚     |

## 2 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

#### (1) 応急対策の実施可否の確認

- ・当会事務局責任者は、災害発生後2時間以内に職員緊急連絡網やSNS等により、職員の安否と業務従事の可否を確認する。
- ・業務従事が可能な当会職員が家屋被害や道路状況等について把握した内容を当市へ連絡し情報共有を図る。
- ・新型ウイルス感染症の発生時には、職員の体調確認を行い、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

#### (2) 応急対策の方針決定

- ・当会職員の自然災害等発生時における出勤は次のとおりとする。
  - ①職員自身の目線で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず職員自身はまず安全を確保し、警報等が発令されている場合は警報等が解除されてから出勤する。

- ②道路の陥没やがけ崩れ等により交通の遮断等がある場合は、出勤せず安全が確認された後に出勤する。
- ③家族が被災した場合は、出勤せず家族の身の安全が確保された後に出勤する。

- ・ 当会職員が被災等により応急対応に従事できない場合の役割分担は、次のとおりとする。

| 地区名  | 役職名 | 人数 | 応急対策の内容      |
|------|-----|----|--------------|
| 北部地区 | 理事  | 5人 | 大まかな被害状況の把握等 |
| 中部地区 | 理事  | 6人 | 〃            |
| 南部地区 | 理事  | 4人 | 〃            |

- ・ 当会による大まかな被害状況の把握は2日以内を実施し、その状況を当会と当市で共有する。  
(被害規模の目安は以下を想定)

| 被害規模      | 被害状況   |
|-----------|--|
| 大規模な被害がある | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul> |
| 被害がある     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>  |
| ほぼ被害はない   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目立った被害の情報がない。</li> </ul>  |

※なお、連絡が取れない地域は、大規模な被害が生じているものとする。

- ・ 本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

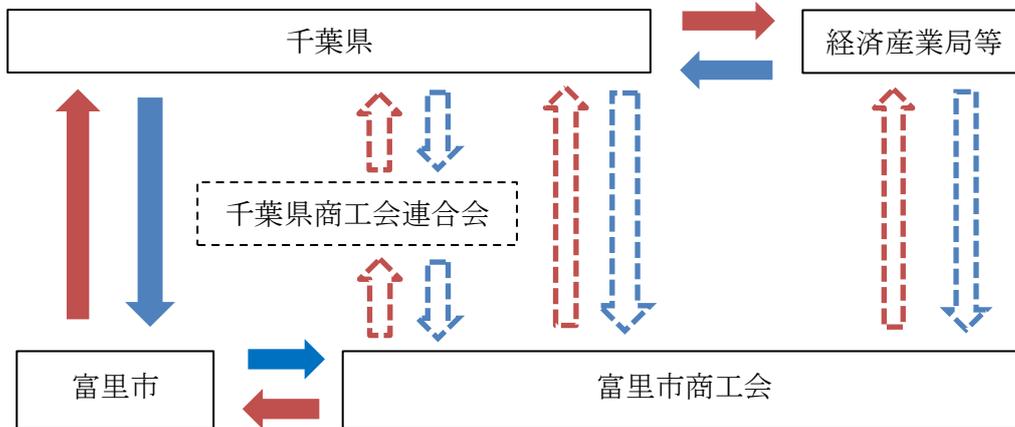
| 経過区分    | 被害状況の共有・確認頻度 |
|---------|--------------|
| 発災直後    | 速やかに情報共有を行う  |
| 発生後～1週間 | 1日に1回以上共有する  |
| 2週間以降   | 適宜情報共有を行う    |

### 3 発災時における指示命令系統・連絡体制

#### (1) 自然災害発生時

- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる連絡ルートは次のとおりとする。

※塗りつぶしの矢印が、主たる情報収集・連絡ルート（状況によっては波線の矢印）



#### (2) 感染症流行時

- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。

### 4 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・当会は、国から依頼を受けた場合は、安全性が確認された場所において経営や資金繰り等の特別相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市の施策）について、地区内小規模事業者へ周知する。
- ・地区内小規模事業者等向けに被災事業者施策（国、県、市の施策）についての説明会及び個別相談会を開催する。

### 5 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・千葉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を千葉県商工会連合会等に相談する。
- ・被災小規模事業者が補助金や復興助成金等を申請する場合の書類作成等の支援を実施する。
- ・日本政策金融公庫・千葉県制度融資（セーフティネット資金・一般枠）等の融資を斡旋する。
- ・事業再建計画の策定を支援する。

## 6 感染症対策

### (1) 事前の対策

- ・ We b 会議や交代勤務（在宅勤務）の導入に向けて必要なパソコン等の機器や通信環境等を整備する。
- ・ 消毒液やマスク等を事前に購入して備蓄する。

### (2) 流行時の対策

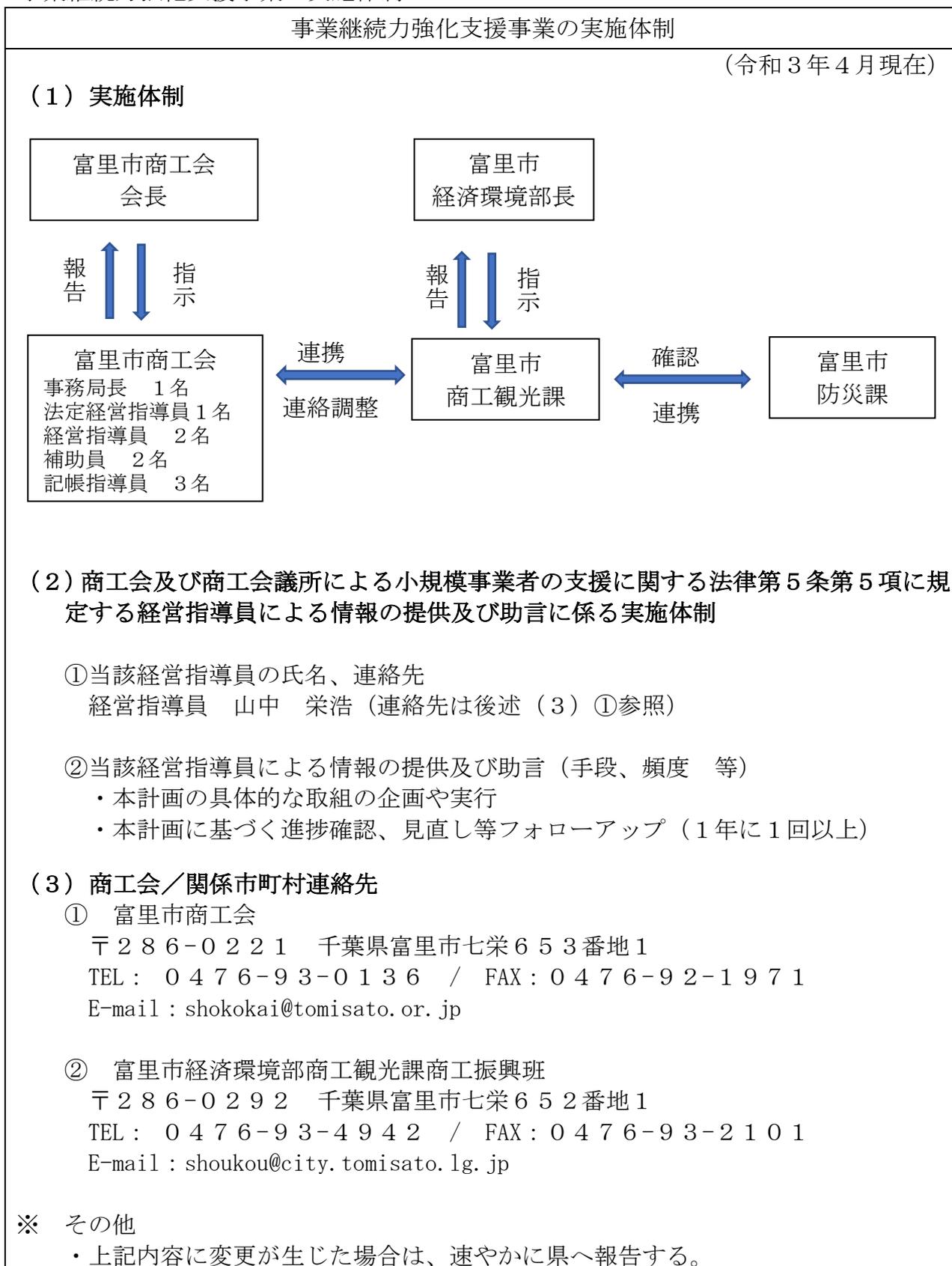
- ・ 当会職員をグループごとに編成し、交代勤務（在宅勤務）を導入する。
- ・ 通常総代会、理事会及び正副会長会議等の商工会の管理・運営に必要な会議は、書面議決とする。
- ・ 消毒液やマスク等が不足している小規模事業者へこれらを配布する。
- ・ 当会職員のいずれかが感染した場合は、保健所や県等の指示に従うものとし、場合によっては事務所を閉鎖する。

## 7 その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

|                       | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 必要な資金の額               | 250   | 250   | 250   | 250   | 250   |
| BCP策定個別相談会開催費<br>通信費他 | 100   | 100   | 100   | 100   | 100   |
| 防災備品購入費               | 150   | 150   | 150   | 150   | 150   |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法                  |
|-----------------------|
| 会費収入、市補助金、県補助金、事業収入 等 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。